

○事業の全体計画

当社は昭和44年に会社を設立し、同60年に産業廃棄物処分業（埋立）の千葉県の許可を取得し営業を開始しました。その後、平成6年に産業廃棄物処分業（焼却）、同7年に産業廃棄物処理業（破碎）、同13年には特別監理産業廃棄物処分業（焼却）の千葉県の許可を取得しました。平成21年には市原バイオテック株式会社と合併し、市原マテリアルセンターを設立し発酵による中間処理も現在行っております。

今後、廃棄物処理法等関係法令の遵守はもとより、これまでの実績を生かし、管理体制の充実を図り安全第一をモットーとするように、企業努力します。

○処分する産業廃棄物処分量

焼却施設

汚泥：180 t/月

廃油：60 t/月

廃酸：180t/月

廃アルカリ：315t/月

廃プラスチック類：600t/月

紙くず：510t/月

木くず：180t/月

繊維くず：120t/月

動植物性残さ：50t/月

動物系固形不要物：10t/月

ゴムくず：60t/月

破碎施設

廃プラスチック類：125t/月

紙くず：50t

木くず：62.5t/月

繊維くず：50t/月

ゴムくず：12.5t/月

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：250t/月

がれき類：250t/月

発酵施設

汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ：135t/月

粉碎施設

動植物性残さ：7t/月

造粒施設

汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ：70 t/月

乾燥施設

汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ：80 m³/月

最終処分場

廃プラスチック類：2,000t/月

ゴムくず：5t/月

金属くず：100t/月

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：2,500t/月

がれき類：1,800t/月

○処分業務の具体的な計画

市原サーマルセンター

処分業務を行う時間：24時間連続（約300日/年）

休業日：年末年始

受入作業：午前8時から午後6時までとし、原則として日曜日、祝祭日、年末年始は休業とする。

市原マテリアルセンター

処分業務を行う時間：午前8時から午後5時まで

休業日：日曜日、祝祭日、年末年始

最終処分場

処分業務を行う時間：午前8時から午後5時まで

休業日：日曜日、祝祭日、年末年始

○環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

市原サーマルセンター

- ・ 焼却炉2次燃焼室にて、温度850℃以上、滞留時間2秒以上を確保
- ・ 冷却塔にて、200℃以下の急冷
- ・ 消石灰及び活性炭の吹き込みによる中和及び吸着
- ・ バグフィルターによる除塵
- ・ 低騒音、振動装置の導入に加え、防音壁・防音扉を設置
- ・ 貯留ピットを負圧化することによる臭気拡散防止
- ・ そ族昆虫類が発生した場合は、殺虫剤等で駆除

市原マテリアルセンター（保管施設含む）

- ・ 廃棄物は屋内保管とし、飛散、流出しないよう対策を講じます。
- ・ 発酵槽は、クローズドシステムとするとともに、脱臭設備を設け、悪臭対策を講じます。
- ・ 害虫等の発生の防止として廃棄物は即日処理を原則とし、場内は常に清掃等を実施し清潔状態を保持します。尚必要に応じて薬剤を散布します。
- ・ 騒音及び振動の発生により周囲の環境を損なわないよう防音カバー、防振ラバー等の必要な措置を講じます。
- ・ 場内はアスファルト舗装、施設内はコンクリート構造とし、地下への浸透を防止

(2) 保管施設において講ずる措置

市原サーマルセンター

- ・ 貯留ピットを負圧化する事による臭気拡散防止
- ・ そ族昆虫類が発生した場合は、殺虫剤等で駆除
- ・ 貯留ピットはコンクリート構造とし、地下への浸透を防止

(3) 最終処分場において講ずる措置

- ・ 埋立地の外に粉じんや廃棄物が飛散しないよう必要に応じ散水及び即日覆土を行います。
- ・ 害虫が発生する恐れがある場合には、殺虫剤の散布とともに即日覆土を行い害虫の除去を行います。
- ・ 悪臭対策として展開検査を行い即日覆土します。

- ・ 産業廃棄物の運搬車両及び埋立作業用重機は過負荷運転を避け、騒音・振動防止に努めます。特に埋立作業用重機は日常点検を行い、不良個所は直ちに補修し機器の不良による騒音・振動が発生しないように管理を行います。

○処分する特別管理産業廃棄物処分量

焼却施設

汚泥：180 t/月

廃油：60 t/月

廃酸：180t/月

廃アルカリ：315t/月